二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県鳥羽市桃取町字清水三五四の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水三五四の三(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字布引山一九九三の九、一九九三の一〇、一九九三の一二、一九九三の一三、一九九三の一五、一九九三の一八、一九九三の一九、一九九三の二六、字灰床向二〇〇四の一、二〇〇四の五、字たちおか二〇〇五の二、二〇〇六の二、二〇〇六の三、二〇〇七二〇〇八、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇九、二〇一〇、字なべはり二〇一一、二〇一一の一、二〇一一の二、二〇一六、二〇一六の一、二〇一六の二、二〇一七、二〇一七の一、二〇一七の二、字山神尾二〇一二、二〇一三、二〇一三の一、二〇一四、二〇一五、二〇一五の一、字三十郎尾二〇一九、二〇二〇の一から二〇二〇の四まで、字きやうどう二〇二一の一、二〇二二、二〇二六、二〇二七、二〇二七の一、二〇二七の二、二〇二八、字木おとし二〇二九
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千七十一号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯穴第1谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を湯穴第1谷川の官民境界に沿って結んだ線、標柱二号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十九号と十六号を結んだ線から標柱十八号と十七号を結んだ線までの区間の湯穴第1谷川の中心線から左岸十メートル右岸十三メートルまでの土地の区域
鹿児島県枕崎市桜山西町
二四四番二　一号
二四五番　二号
二四七番一　三号
二六三番一　四号
二六八番一　五号
二六九番一　六号
二七三番一　七号及び八号
二七四番二　九号
二九一番一　十号
二九一番一地先道路敷　十一号
二九〇番一地先道路敷　十二号
二七五番一　十三号
二七七番一　十四号及び十五号
二八一番　十六号
二三六番一地先道路敷　十七号
二三九番一　十八号
二四四番一　十九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五反田谷川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成十八年国土交通省告示第二百五十一号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。)
鹿児島県南さつま市金峰町大野
字日塚下　四九七〇番二　一号
字前平　五三七七番　二号
五三七九番　三号
五三八六番一　四号
五三八八番一　五号
字前平下　四九五二番三　六号
四九三一番四　七号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塘川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第六百四十号で指定した同号二に掲げる土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県南さつま市大浦町字中野平
一一五七〇番二　一号及び二号
一一五七〇番一　三号
一一五七一番　四号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
向井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県薩摩川内市下甑町瀬々野浦
字松元　一一五一番　一号及び二号
一一五三番一　三号
一一五三番三　四号及び五号
一一五七番一　六号
一一六〇番三　七号
字前ノ平　一二〇四番　八号及び九号
一二〇八番二三　十号
一一九七番　十一号から十五号まで
字坂ノ下　一一一八番一　十六号から二十一号まで
一一四五番一　二十二号
一一四五番　二十三号及び二十四号
一一四三番一　二十五号
一一四八番一　二十六号及び二十七号
一一五〇番三　二十八号及び二十九号

○国土交通省告示第千七十二号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代東谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和二十九年建設省告示第千四百五十二号で指定した土地の区域を除く。)